

(法人用) 指定事項変更時必要書類確認表

変更があった場合は、変更があった日から 30 日以内に必要な書類を提出してください。

変更があった指定事項に応じて、表中の○印の書類が必要です。

法人の場合

確認欄	提出書類	事業所の名称及び所在地の変更	名称及び住所の変更	代表者氏名の変更	役員氏名の変更	主任技術者の氏名または交付を受けた免状の番号の変更	備考
<input type="checkbox"/>	指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書	○	○	○	○	○	
<input type="checkbox"/>	誓約書	—	—	○	○	—	
<input type="checkbox"/>	給水装置工事主任技術者選任・解任届出書	—	—	—	—	○	
<input type="checkbox"/>	定款の写し	○	○	○	—	—	直近のもの
<input type="checkbox"/>	登記簿の謄本又は履歴事項全部証明書	○	○	○	○	—	発行日より3か月以内のもの(原本)コピー不可
<input type="checkbox"/>	給水装置工事主任技術者免状のコピー	—	—	—	—	○	新しく選任する場合
<input type="checkbox"/>	指定給水装置工事事業者業務内容確認書	○	○	○	—	—	

連絡先：東大阪市上下水道局水道総務部水道サービス室給水課

電話番号：06-6724-1221